

巻 末 資 料

「松原市地域医療の充実・向上」に向けたアンケート調査報告書

アンケート調査日：平成21年11月30日～平成21年12月15日

（この資料についてはホームページ議事録内参照）

市立松原病院の沿革

社会医療法人とは

松原市これからの地域医療のあり方検討委員会委員名簿

松原市これからの地域医療のあり方検討委員会規則

市立松原病院の沿革

昭和 22年	5月	松原町国民健康保険直営診療所として設立
25年	9月	松原町国民健康保険直営病院に改称 病床数45床
30年	2月	名称変更 松原市国民健康保険直営病院に改称
37年	7月	旧館を撤去 本館及び病棟の改築 病床数95床
38年	6月	市立松原病院に改称
	10月	地方公営企業法財務規定の一部適用
41年	3月	管理棟（プレハブ）新築 病床数134床
49年	3月	昭和48～49年度新館（北館）を増築 病床数221床
56年	2月	西館・南館（本館）増改築工事に着手
平成	6年10月	看護師宿舎を撤去し北別館増築 セルフケア病棟を開設
	7年10月	休日急病診療所業務を病院で実施
11年	10月	内科・小児科の24時間救急診療、救急告示を受けて開設
17年	1月	内科の救急告示取り下げ
19年	4月	医師の減により小児科の休日の24時間救急も中止
	12月	病床数を162床に削減
20年	1月	小児救急告示取り下げ
	11月	平成21年3月末で閉院を表明
	12月	市議会で病院設置条例の廃止条例を可決
21年	3月	閉院
21年	10月	廃院

社会医療法人とは

救急医療や周産期医療、小児救急医療など、地域において必要とされる医療を提供する役割を担うものとして医療法に位置づけられた医療法人で、都道府県が医療計画の中で特に必要とする医療の提供を担う責務がある。

●阪南中央病院 「周産期医療」と「小児救急医療」を担う社会医療法人

- ・「周産期医療」
地域周産期医療を目指し、地域にある開業医と連携し、地域に根ざした病院として期待されている2次医療を行い、重症患者などの多種多様なハイリスク分娩に対応している。
さらに、南河内医療圏の民間病院で初めての「地域周産期母子医療センター」の役割も担う。
- ・「小児救急医療」
重篤な患者への医療を提供するため高度医療設備を整備し、また、地域の開業医と連携をとりながら2次救急医療や紹介外来を実施。
- ・施設概要
総病床数 235床
うち MFICU（母体胎児集中治療室）3床
NICU（新生児集中治療室）6床

●明治橋病院 「救急医療」を担う社会医療法人

- ・「救急医療」
入院を要する患者に医療を提供するために必要な医療設備を整備し、地域と連携をとりながら2次救急医療を実施。
- ・施設概要
総病床数 396床
うち 一般病床数 120床、療養型病床数 276床
(介護240床、医療36床)

松原市これからの地域医療のあり方検討委員会 委員名簿

委員 7 名

	氏 名	フリガナ	所 属	
委員 長	山田 晃久	ヤマダ アキヒサ	松原市医師会 会長	平成 22 年 3 月まで
	田中 英徳	タナカ ヒデノリ		平成 22 年 4 月から
副委員長	西本 桂三	ニシモト ケイゾウ	歯科医師会相談役 (前 松原市歯科医師会 会長)	
委 員	前川 基継	マエカワ モツグ	松原市医師会理事 (明治橋病院 院長)	
委 員	高鳥毛 敏雄	タトリゲ トシオ	関西大学社会安全学部教授	
委 員	石田 易司	イシダ ヤスリ	桃山学院大学社会学部教授	
委 員	竹井 文子	タケイ フミコ	松原市社会福祉協議会 在宅福祉課 課長	
委 員	御前 哲雄	ミサキ テツオ	大阪府 藤井寺保健所 所長	平成 25 年 3 月まで
	柴田 敏之	シバタ トシユキ		平成 25 年 4 月から

○松原市これからの地域医療のあり方検討委員会規則

平成21年9月30日規則第24号

改正

平成22年3月31日規則第16号

松原市これからの地域医療のあり方検討委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市これからの地域医療のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、本市における地域医療の向上に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉関係者
- (3) 行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議

長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康部地域保健課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第16号抄)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。